

平成22年（ネ）第1779号 損害賠償請求控訴事件

控訴人（一審原告） [REDACTED] 外

被控訴人（一審被告） 株式会社読売新聞東京本社 外

## 求 釈 明 書

平成22年8月10日

東京高等裁判所 第23民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 瀬戸 和宏

同 白井 晶子

同 本間 紀子

同 宮城 朗

外

財団法人新聞広告審査協会の審査報告書（乙Gあ第24号証、乙第Gよ2号証及び乙第Gに8号証）に、「契約前に出資者に対する適切な情報開示と十分な説明が必要であろう」と指摘されているところである。

そこで、被控訴人らに対し、以下の事実を確認したく、釈明を求める。

- (1) 出資者に対する適切な情報開示と十分な説明がされていることについて、調査をしたか。
- (2) 調査をしたとしたら、その時期及び調査の方法並びに得た情報及び資料の有無、有るなら情報を記録した文書及び入手した資料を明らかにされたい。
- (3) 調査によって得られた結果から、適切な情報開示と十分な説明が行われたと判断した理由を明らかにされたい。
- (4) 調査をしなかった場合、審査報告書の指摘を無視した理由を明らかにされたい。

以上